

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年8月28日

支出負担行為担当官
動物医薬品検査所 荻窪 恭明

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 Miseq Reagent Kit v3 ほか1品目購入
(電子調達システム利用)
- (2) 仕様・数量 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和8年11月30日
- (4) 履行場所 動物医薬品検査所

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」の資格を有している者であること。
又は動物医薬品検査所の随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、動物医薬品検査所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 電子媒体による交付場所
ア 電子メール
動物医薬品検査所 会計課 用度係
メールアドレス:nval-kaikei@maff.go.jp
イ 電子調達システム
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>)
- (2) 紙媒体による交付場所
〒305-8535 茨城県つくば市観音台2-1-22
動物医薬品検査所 会計課 用度係

4 見積書の提出方法等

- (1) 見積書の記載金額
見積書の記載金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。
なお、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (2) 見積書の提出
ア 紙の場合
紙による場合、品名(型番含む。)・単価・数量・単位・金額・電子くじ番号(3桁)のすべての項目が記載された見積書(様式任意)を使用し、オープンカウンター方式による見積依頼公告に記載の見積書の提出期限(以下「提出期限」という。)内に、「(案件名)見積書在中」と記載した封筒に見積書を封入し、3の(2)宛てに提出すること。
なお、見積書を郵送する場合は、送達過程が記録される簡易書留等により提出するものとし、提出期限必着とする。
イ 電子調達システムの場合
電子調達システムによる場合、「電子調達システム利用規約」及び電子調達システムで定める手続きを十分承知のうえ、オープンカウンター方式による見積依頼公告に記載の提出期限内に電子調達システムで定める手続きに従い、提出するものとする。
また、その他に電子調達システムの機能を利用して、「品名(型番含む。)・単価・数量・単位・金額」のすべての項目が記載された見積内訳書(様式任意)を必ず添付すること。
- (3) 契約保証金
免除する。

5 提出書類、提出期限

- (1) 提出書類
ア 見積書 1部
イ 資格審査結果通知書(写) 1部 ※
ウ 見積内訳書(必要に応じて) 1部
エ 提案書(必要に応じて) 1部
※見積者に必要な資格を有する者で、令和8年度において動物医薬品検査所へ当該書類を提出した実績がある場合は、提出を省略することができる。
- (2) 提出期限: 令和8年9月14日(月)午後5時00分

6 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月15日(火)午後1時00分
- (2) 場所 動物医薬品検査所会計課

7 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積書
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積書
- (3) 記名を欠く見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (6) 同一人の見積で金額の異なる二通以上の見積書
- (7) その他、連合による見積、暴力団に關与する者による見積など、不適切と認められる見積書

8 契約の相手方の決定及び契約締結

- (1) 見積合わせにおいて、予決令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格以内の価格をもって有効な見積を行った者で、最低価格をもって見積を行った者を契約の相手方(以下「受注者」という。)とする。
- (2) 受注者となるべき最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、受注者を次の方法で決定するものとする。
 - ア 該当の者全員での紙くじを実施のうえ、受注者を決定するものとする。
 - イ くじ引きの日程・場所は、電話等で速やかに通知する。
 - ウ くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 見積り合わせの結果は、受注者のみに通知する。ただし、本項の(2)のウに該当する場合にあっては、最低価格をもって見積を行った者全員へその結果を通知するものとする。
- (4) 契約書の作成又は請書の提出の有無は受注者を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

9 その他

- (1) 提出書類の作成及びその提出等に係る費用は、全て見積者が負担する。
- (2) 必要に応じて、発注者は見積者に対し追加資料の提出を求める場合があるものとし、見積者はこれに従わなければならない。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 見積者は、見積書を提出した後にこの要領等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。
- (5) 見積者は、「暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式1)」について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (6) その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

10 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

このオープンカウンター方式による見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年9月8日(火)午後5時00分 までに電子メールにより、上記3の(1)あてに提出すること。
回答は、令和8年9月11日(金)午後5時00分 までにメールにて通知する。
(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)

お知らせ

- 1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当所のホームページをご覧ください。
(<https://www.maff.go.jp/nval/>)
- 2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別紙様式 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

（１） 暴力的な要求行為を行う者

（２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。